

気象警報発表等に伴う一斉休講・休校の措置

1. 気象警報発表時の授業の取扱い

(1) 授業開始以前に発表の場合

福山市または尾道市のいずれかに、次の気象警報①～⑤のうち、いずれかが1つ以上発表されている場合には、以下の措置をとるものとする。この措置に伴い、学生は状況によって自宅待機や登校停止等安全に配慮した適切な行動をとること。また、休校措置に伴い学内から安全確保に努めつつ速やかに下校すること。

<警報の種類>

①特別警報、②大雨・洪水警報（同時発表）、③暴風警報、④大雪警報、⑤暴風雪警報

<措置>

発表・解除時刻と授業（試験を含む、以下同じ）対応

区分	発表・解除時刻	授業の開始時刻、休講等
1	午前6時～9時に発表されている。	午前中一斉休講
2	午前9時以前に解除されている。	3時限目より授業
3	午前9時現在、発表されている。	3時限目以降も一斉休講

次の場合は一斉休講とはならない。

ア. 上記警報①～⑤が福山市・尾道市以外の近隣地区で発表されていても、この二市では発表されていない場合

イ. 上記警報①～⑤以外の警報の場合

ウ. 大雨警報と洪水警報が同時発表されていない場合

これらの場合も、学生は状況によって自宅待機や登校停止等、安全に配慮した適切な行動をとること。

なお、「ア。」の二市以外の警報発表地区の学生および「イ。」の警報の影響を受ける地区に居住の学生は公認欠席対象となる。

(2) 授業開始後に発表の場合

授業開始後に、福山市・尾道市及びその近隣地区に上記警報①～⑤のいずれかが1つ以上発表された場合の一斉休講措置等については、発表時点で大学の判断により決し、周知するものとする。但し、何の通知もしない場合は平常どおりの授業を行うものとする。

2. 公認欠席の取扱い

一斉休講とならない場合で、気象警報の発表等に伴って、通学に支障が生じた場合には、学生は事後、3日以内にその旨を教務課に届け出ることにより、出席できなかった授業を公認欠席扱いとすることができる。

その際、その事由を明らかにすること。また、証明書等（交通機関の遅延・運休証明書等）がある場合は、同時に提出すること。なお、二市以外の警報発表地区の学生は、その旨を教務課に届けることにより公認欠席の対象となる。

3. 一斉休講等の周知方法

警報発表や交通機関の運行停止等への対応について、学生はその状況をマスコミのニュース等で確認した上で判断するものとする。大学当局はできる限り速やかにゼルコバ、ホームページ等により周知するが、ゼルコバ等による対応ができない状況においては、基本的に上記の1の(1)の内容に従って対応するものとする。

4. 一斉休講に係る授業の取扱い

一斉休講となった授業については、原則として後日、補講及び試験を行うものとする。

5. 課外活動の取扱い

一斉休講措置がとられた場合、併せて休校措置がとられるため課外活動は全て禁止とする。

6. 施設等の使用

一斉休講措置がとられた場合、併せて休校措置がとられるため図書館は休館、講義室等は施設、スクールバスの運行は休止する。

7. その他学内の対応、学外への広報等

別途通知する。